

## 旭川市契約審査委員会条例

### (設置)

第1条 市長、水道事業管理者又は病院事業管理者の諮問に応じ、公共工事等に係る入札及び契約について、その適正化の促進に関する事項について調査審議するため、旭川市契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、委員会の担任する事項に関し公正中立な立場で調査審議を行うことができる者であつて、学識経験を有するものその他市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に係る調査審議に参加することができない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。